

第2弾あさくち復活応援券取扱加盟店用マニュアル

1. 応援券が利用できないもの

次の項目に該当する商品・サービスには応援券を使用できません。

- (1) 出資や債務の支払い（金融商品の購入や振込手数料等）
- (2) 有価証券、商品券、ビール券、図書カード、切手・官製はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- (3) たばこの購入
- (4) 土地や家屋の購入、家賃、地代、駐車場代等の不動産にかかる支払い
- (5) 事業活動に伴った原材料、機器類及び仕入れ商品等の購入
- (6) 現金への換金、金融機関への預け入れ
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業にかかる支払い
- (8) 国や地方公共団体への支払い（税金、水道代、公共料金）
- (9) 特定の宗教・政治団体・反社会的勢力と関わるもの、公序良俗に反するもの

2. 応援券 受取時の注意点について

次の場合は、応援券を受け取らないでください。

- (1) 明らかに偽造・複写だと判断されるとき。
※色合い・デザイン・大きさが違う、「複写」の文字が浮き出ている、連番がすべて同じ番号等。（昨年実施した「コロナに負けるな！あさくち復活応援券」は受け取らないでください！※券面が緑色のもの）
※明らかに偽造・複写であるものについては、換金できませんので、受け取りを拒否してください。
- (2) 使用済の応援券（ミミが切り取られているもの、裏面に他の取扱加盟店名が記入されているもの）
- (3) 一度に多量の応援券を使用しようとしたとき。
※一度に100枚（10万円分）を超えるような枚数を使用する場合は、市役所に確認をとるようお願いします。（土日祝の場合は受け取りを控えるようお願いします。）（応援券の転売・譲渡を禁止しているため、一家族が10人分を超えるような使用をすることは少ないと考えられるため。）
※上記(1)(2)(3)の事例が発生した場合は、速やかに浅口市企画財政部秘書政策課（44-9013）まで、ご連絡ください。（土・日・祝日等連絡がつかない場合は、いったん受け取りを保留してください）

3. 換金手続きについて

換金の申込はご登録いただいた金融機関の窓口で受け付けます。

(1) 金融機関の窓口へ行く前に

①取扱加盟店は、お客さまから受け取った応援券の裏面に加盟店名等を記入してください。

②受け取った応援券はミミ（右上の角）を切り取って使用不可にしてください。（使用済応援券）

③応援券換金（入金）依頼書に必要事項を記入してください。

※金融機関には毎月10日、20日、月末ごとに申請を取りまとめ、市に換金請求をしていただくようお願いしています。例えば、1月5日と9日に換金を申し込まれても、申請2回分をまとめてお振込みすることになります。ご了承ください。

(2) お取引先の金融機関の窓口には

【登録申請書並びに取扱加盟店登録証明書】【使用済応援券】【応援券換金（入金）依頼書】を登録金融機関にご持参ください。

※使用済み応援券が100枚を超える場合は、100枚ごとに一括りにまとめていただくようお願いいたします。

※登録金融機関の窓口以外での換金申込みは出来ませんのでご注意ください。

※換金依頼書提出時には控えが交付されます。入金を確認できるまで、保管しておいてください。

○換金（入金）依頼書は、前もって必要事項を記入し、数枚コピーして使用すると便利です。（金融機関の窓口を持参時に押印と換金枚数の記入をお願いいたします。）

(3) 換金額の入金について

◆お取引先の金融機関が換金受付後、約1か月程度で取扱加盟店の指定口座に入金されます。

◆現金での換金はいりません。（すべて、口座振込により換金されます。）

◆令和4年3月15日（火）までに換金申請手続きをお願いいたします。

令和4年3月16日（水）以降の換金手続きはいかなる理由があろうとも、受け付けできませんので、必ず、期日までに換金の手続きをしてください。

4. 感染症予防対策について

募集要項(取扱加盟店の責務)に記載してある感染症予防対策を必ず講じていただき、新型コロナウイルスの感染拡大防止にご協力をお願いいたします。

来客用アルコール消毒液等やパネルの設置、室内の定期的な換気、ドアノブ・スイッチ・手すり等共用で使うものの消毒・清掃、従業員の手洗い・手指の消毒・マスクの着用、従業員の体調管理など感染症予防対策の徹底に努めること。